

J Aの年金宅配サービス利用約款

第1条（年金宅配サービス）

J Aの年金宅配サービス（以下「本サービス」という。）とは、当組合に年金の振込をご指定いただいている方で、身体的理由や交通事情などにより窓口での現金引出しに不便をきたす方を対象に、利用者名義の貯金口座（以下「年金口座」という。）から、定期的に貯金通帳・払戻請求書なしで貯金の払出しを行い、年金口座のお届け住所あてに現金をお届けするサービスです。

第2条（契約の成立）

本サービス契約は、契約者（以下「依頼人」という。）が「J Aの年金宅配サービス利用申込書兼現金払出・取扱手数料等口座振替依頼書」（以下「利用申込書」という。）により申込み、当組合が当組合所定の手続きを経て承諾したときに成立するものとします。

第3条（契約期間）

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当組合から解約の申し出のない限り、契約満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

第4条（宅配日）

宅配日は、原則、2ヶ月に1回とし、「利用申込書」により指定された日（ただし、当日が当組合の休業日の場合は翌営業日）とします。

第5条（宅配金額）

宅配金額は、「利用申込書」記載の金額とし、原則、年金振込月の振込額の範囲内で1万円単位とします。

第6条（宅配場所）

宅配場所は、「利用申込書」記載の場所とし、依頼人の年金口座の組合お届け住所とします。

第7条（宅配金の受取人）

宅配金の受取人は、依頼人本人を原則としますが、依頼人が代理受取人を指定した場合は、代理受取人にも払出し現金をお届けできるものとします。ただし、代理受取人は同居の親族とし、2名以内に限るものとします。

第8条（宅配金の受取手続）

依頼人または代理受取人は、各宅配時において、当組合所定様式の「年金宅配金受取帳」に署名捺印し、宅配金を受け取るものとします。

第9条（不在の事前通知）

依頼人は、宅配日に不在であることがわかっている場合は、当組合に事前に通知するものとします。

第10条（不在時の処理）

（1）不在時の持ち帰り

宅配時に依頼人または代理受取人が不在のため、宅配日中に宅配ができなかった場合には、宅配金を「利用申込書」記載の年金口座に返金処理の入金手続きを行うものとします。

（2）再宅配

前項により宅配金を持ち帰った場合には、再宅配はいたしません。

第11条（残高不足時の処理）

「利用申込書」記載の年金口座の宅配日出金処理時の残高が、宅配金額と取扱手数料に満たない場合には、ご連絡のうえ当該月のサービスを取りやめます。また（1）連絡が取れなかった場合（2）申込書に対して法廷手続きが取られた場合（それに準ずる場合も含む）（3）年金口座が差し押さえられた場合（それに準ずる場合も含む）も同様とします。

第12条（取扱手数料）

- （1）第2条に定める本サービス契約後は、1人につき当該月の宅配の都度、当組合所定の取扱手数料をいただきます。
- （2）取扱手数料は、「利用申込書」記載の年金口座から、払戻請求書等によらずに利用者に通知することなく当組合所定の方法により、引落しいたします。
- （3）一旦引落としとなり、お支払いいただいた取扱手数料はご返却できません。
- （4）取扱手数料が改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当組合所定の方法により引落しいたします。

第13条（災害等による免除）

災害・事変・交通事故等のやむを得ない事由により、宅配が不能または遅延した場合には、これによって生じた損害について、当組合はいつさいの責任を負わないものとします。

第14条（申込内容の変更）

（1） 契約の変更

依頼人は、「利用申込書」記載の内容を変更する場合には、新たな「利用申込書」により、先に定める宅配日の1か月前までに、当組合に通知するものとし、当組合が当組合所定の手続きを経て承諾したときに契約の変更が成立するものとします。

（2） 成年後見等の開始に伴う変更届出

依頼人がまたは家庭裁判所の審判により、後見・補佐・補助が開始されたことを当組合が知りえた場合には、当然に利用者との本サービスは解約されるものとし、新たに法定代理人からの利用申込を受け付けることとします。そのため、依頼人が以下に定める状態となった場合は、速やかに当組合に届け出てください。なお、届出の前に生じた損害等については、当組合は責任を負いません。

- ① 家庭裁判所の審判により、後見・補佐・補助が開始されたとき。
- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたとき。
- ③ すでに、後見・補佐・補助の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がなされているとき。
- ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じたとき。

第15条（解約）

（1） 依頼人からの解約

依頼人は、本サービスの解除をする場合には、宅配日の1か月前までに、当組合所定の様式「JAの年金宅配サービス解約申込書」に必要事項を記載の上、当組合に提出するものとします。

（2） 依頼人の死亡、後見・補佐・補助開始による解約

依頼人が死亡、または家庭裁判所の審判により、後見・補佐・補助が開始されたことを当組合が知りえた場合、または、届出を受けた場合には、当然に依頼人との本サービスは解約されるものとします。

（3） 年金口座解約による当然解約

「利用申込書」記載の年金口座が解約された場合、当然に本サービスも解約されるものとします。

（4） 当組合からの解約

住所変更の届出を怠るなど、依頼人の責めに帰すべき事由によって、当組合において依頼人の所在が不明となった場合等、本サービスの提供が困難であると当組合が判断した場合、当組合はいつでも本サービスを解除できるものとします。

(5) サービスの終了

当組合は、本サービスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当の期間をもって、当組合所定の方法により告知します。この場合、契約期間内であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

第15条（貯金規定の準用）

本約款に定めのない事項については、普通預金規定（または総合口座取引規定）により取り扱うものとします。

第16条（約款の変更）

当組合は、依頼人に事前に通知することなく、本約款を任意に変更できるものとします。この場合には、サービスその他の条件は、変更後の約款の内容に従うものとします。

第17条（指示事項および協議事項）

本サービスの取扱いにあたっては、本約款による他、当組合の定めるところにより行うものとします。なお、これらに疑義が生じたときには、依頼人と当組合が協議して決定するものとします。

以上